

トータルコンサルティングオフィス

税理士平本事務所ニュース

編集・発行人 税理士 平本 祐一

事務所 水戸市宮町 2-3-102
〒310-0015 梅善ビル 2・3階
TEL 029 (226) 0865 FAX 029 (226) 0793
E-mail topassis@js6.so-net.ne.jp
http://hiramoto-office.com/

税理士の独り言

逆境とは何か。崖っぷちに例え「成長の場所」と言うのはマンガ編集者の佐渡島庸平。役に立たないものの方が誰かの人生を変えることがあることに気づかされたのは、南アフリカで中学時代を過ごした時、マンデラの大統領選挙で目にした何気ない音楽が団結力を深めていく光景。彼のモットーは「地道を超える魔法などない」。

事業に限らず、目的を決めたら、その達成のために最大限の努力をひたすら続ける以外に成功の秘訣はありません。逆境は努力を続ける者に与えられる成長の分岐点です。超えた所に違う景色があります。

私の書棚より

○何を捨てて、何を残すべきなのか。求められるのは鮮烈なる「あれかこれか」の選択である。その先において、「あれもこれも」の和魂的なすり合わせ力を発揮し、オペレーショナルな卓越性を再構築していけば、必ず未来は拓けていく。

○相対シェアの低下と、付加価値率の減少、この二つが見える化できていれば、経営の意志決定に役立つ。

「ビッグチャンス」
富山和彦著 PHP 研究所

税務アンテナ

□入院した役員に支払った見舞金が福利厚生費として損金算入できる金額は、国税不服審判所の裁決では、類似法人の支給状況を比準した結果、入院1回当たり50,000円までが相当であると判断されています。

このため、役員が病気や怪我に備えて、役員を被保険者とした医療保険に加入した場合、法人に支払われた保険金相当額を役員の見舞金として支払うと役員賞与の認定を受けるおそれがあります。

役員退職金の場合には、勤続年数や最終月額報酬を基準に功績倍率を加味して、損金算入できる金額が判断されます。

□一親等の血族及び配偶者以外の者が、被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した場合には、相続税額の20%加算が行われます。被相続人の孫や兄弟姉妹が20%加算に該当します。

ただし、孫が代襲相続人の場合には、税額加算は行われません。また、被相続人の養子は一親等の法定血族であるため、税額加算は行われませんが、孫を養子にした場合には、被相続人の直系卑属であるため税額加算が行われます。

このため、相続時精算課税や3年以内の贈与で相続財産に加算された場合の相続税額のうち、孫や兄弟姉妹が取得したものは20%加算が行われます。

税務に関するご質問をお受けしております。お気軽にお問い合わせ下さい。

1月の税務スケジュール

10日	○ 12月分の源泉所得税の納付 (休日につき13日)
31日	○ 11月決算法人の確定申告 ○ 27年5月決算法人の中間申告 (予定申告) ○ 27年2月、5月、8月決算法人の消費税中間申告 (休日につき2月2日)

31日	○ 27年1月決算法人の消費税各種選択届出書提出 (休日につき30日)
-----	--

今月の贈る言葉『充足感は努力の中にある。結果にあるのではない』 by ガンジー